

○瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱

平成26年9月30日告示第132号

瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市民と行政の協働のまちづくりを進めるにおいて、公益的な活動を行う市民団体の活動に対し補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、瑞浪市補助金等交付規則（平成20年規則第32号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる条件のすべてに該当する団体とする。

- (1) 公益的な活動を行う団体であること。
- (2) 瑞浪市内に主な活動場所を有し、構成員の数が5人以上であること。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を団体の主たる目的としていないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、前条に規定する団体が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 不特定多数の市民の利益増進に資する事業
 - (2) 地域社会の活性化に資する事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としないものとする。
- (1) 市が実施する事業と重複する事業
 - (2) 市又は市が助成する団体を実施している他の補助金や交付金の対象となる事業
 - (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動と認められる事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業にかかる経費のうち別表1に掲げるものとし、別表2に掲げる経費は除くものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度として、予算の範囲内において市長が決定する。

(補助金の交付等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、瑞浪市夢づくり市民活動補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査するために、瑞浪市夢づくり地域交付金等事業審査会の意見を聴くものとする。
- 3 補助申請者は、前項の審査会において申請事業の内容等を発表するものとする。
- 4 同一団体に対する補助金の交付は、単年度につき1回限りとする。

(成果の発表)

第6条 市長は、補助事業で実施した事業の成果について、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象経費

区分	内容
謝礼	講師謝礼、出演料
消耗品費	事業に要する消耗品費、材料費
印刷費	コピー代、チラシ等印刷費
通信運搬費	郵送料
使用料及び賃借料	会場使用料、資機材、レンタカー等の借り上げ料、駐車場使用料
委託料	業務委託料
保険料	行事、損害、傷害等保険料

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費から除外するもの

区分	内容
団体の経常的な活動経費	別表 1 に掲げる経費のうち団体の日常事務の運営のために要するもの
団体の構成員に対する経費	別表 1 に掲げる経費のうち団体の構成員に対する支出又は構成員が受取人となるもの
委託料の合計が事業費全体の 3 分の 1 を超える場合	委託料の合計が事業費全体の 3 分の 1 を超える場合は、当該委託料全額を対象経費としない。